

第8回大阪労働局公共調達監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成23年8月31日（水）大阪合同庁舎第2号館 8階 第1会議室	
委員（敬称略）	委員長 玉井 金五 大阪市立大学大学院経済学研究科教授 委員 岩本 洋子 弁護士 委員 河津 茂行 税理士	
審査対象期間	平成22年10月1日～平成23年3月31日契約締結分	
抽出案件	6件 内訳 （公共工事） ・競争入札で低入札価格調査の対象となったもの 1件 ・随意契約で新規案件のもの 1件 （物品・役務） ・競争入札（役務）で低入札価格調査の対象となったもの 1件 ・競争入札（物品）で落札率が低いもの 1件 ・随意契約で新規案件のもの 2件	
報告案件	0件 （備考）「報告案件」とは、監視委員会において不適切等と判断され、意見の具申又は勧告がなされたもの。	
審議案件	6件	
委員からの意見・質問 に対する回答等	意見・質問	委員からの意見・質問に対する回答等
	下記のとおり	下記のとおり

意見・質問	回 答
<p>「設置要綱第6条に基づき抽出された審議案件の審議」</p> <p>【審議案件1】公共工事において競争入札で低入札価格調査の対象となったもの (競争入札) 旧大阪西労働基準監督署跡地整備等工事 (契約の概要) 旧大阪西労働基準監督署庁舎の解体及び跡地整備等工事</p>	
意見・質問	回 答
<p>審議案件1番について、説明者より入札契約手続等説明をしてください。</p>	<p>審議案件1番は、解体工事です。旧大阪西労働基準監督署庁舎が老朽化・狭隘化していたこと及びその土地が近畿財務局より有効利用化判定で非効率の判定を受け、処分すべき国有財産とされたため、平成22年4月5日に新庁舎へ移転し、旧庁舎を解体整備することとなりました。</p> <p>解体工事費の積算は設計業者に委託し、国交省の建築工事積算基準により算出した諸経費等に基づき予定価格を設定しました。工事請負契約において、入札参加資格の等級は予定価格からD等級となり、更に直近上位のC等級も加えて入札を実施しました。入札については、3回実施しました。1回目の入札は、4者が参加し、最低価格の応札業者から契約締結前に辞退の申し出がなされましたので、改めて2回目の入札を公告し、13者が参加し入札を実施しましたが、最低価格の応札業者が入札額を誤り辞退されたことから、再度入札を実施することとなりました。3回目も13者が参加し入札を実施した結果、最低入札価格が予定価格の2/3未満であったため、低入札価格調査を実施の上、契約を締結しました。結果論ですが、1回目の入札の最低価格より約200万円ほど低い価格で契約を締結することとなりました。</p>
<p>手続きそのものについては、問題はないと思いますが、2回目の入札は金額誤りで応札されたものであるため、2番目に低い価格で応札した業者との契約締結ができなかったのですか。</p>	<p>2番目に低い価格で応札した業者と契約を締結しても特に問題はないかと考えましたが、3回目の入札を実施しても、工期的に工事の施工が可能であったため、3回目の入札を実施しました。</p> <p>ただ、今後このようなケースがあった時には、どうすべきか、検討の上、定形化していく必要があると思います。</p>

<p>【審議案件2】公共工事において随意契約で新規案件のもの (随意契約) 御堂筋グランドビル3・4階内装及び設備工事 (契約の概要) 大阪マザーズハローワークの入居に伴う他の施設も含めた内装及び設備工事</p>	
意見・質問	回 答
<p>審議案件2番については、業者指定という過去に審議した案件と、類似した内容と思われます。説明者より契約手続等説明をしてください。</p>	<p>大阪マザーズハローワークについては、他の施設が入居している御堂筋グランドビルの近隣のビルで運営しておりましたが、御堂筋グランドビルに空きフロアーが生じたため関係省庁等と事業面・コスト面等を協議をした結果、集約化による移転を行うこととなりました。大阪マザーズハローワーク、ハローワークプラザ難波、大阪西公共職業安定所の求人コーナー、難波就職支援センターの4施設の集約化を行うにあたり、効率的に業務の連携を行うため、大阪マザーズハローワークを空きフロアーに移転させるのではなく、4施設全体でレイアウト変更を行なうこととしました。</p> <p>予定価格は、過去に他のビルで行なった同様の工事等も参考に算出しています。契約については、賃貸人の指定する業者による施工が条件とされており、結果として、指定業者から徴した見積書が、予定価格以下であったため契約の締結を行いました。</p>
<p>確かに賃貸人が工事業者を指定して、それ以外の業者を認めないということはやむを得ないという気もするのですが、その場合に、指定業者の提示価格が適正価格なのかというチェックが必要であると、過去にも提案させていただいたと思うのです。また、他社へ相見積を依頼することはできませんでしたか。</p>	<p>ハローワークプラザ難波については、年末年始以外に休日がありません。従って、最小限で臨時閉庁をして、工事を確実に業務開始時間までに完了させるためには、深夜も工事する等、時間的な制限もあったことから、当ビルの設備を熟知している指定業者と契約を行ったという経緯があります。以前に、別件の入居工事の際、他社から見積を徴したケースがありましたが、結果は他社の工事見積の方が少し高い価格となっていました。また、建築年次が古いビル等は、建築図面がない場合や図面と現状が一致しないこともあります。指定業者以外が施工することも技術的には可能ですが、施工時間の面や経費的な面でも指定業者に対抗するのは難しいという話も聞いています。</p>

<p>今回の案件は、入居工事ですが、例えば、退去工事であれば、競争入札を実施できないのですか。建築図面が必要ということですが、退去工事等であれば、図面は必要ではないと思いますが。</p>	<p>例えば、壁の塗替や、耐震壁以外の間仕切り壁の撤去・再設置等は、特に支障はないと思いますが、それ以外に消防設備、空調設備、その他の設備関係を施工する必要があり、建物全体に影響を及ぼす可能性があります。また、他のテナント等へ影響を与えれば補償の問題もでてきます。</p> <p>さらに、入札を実施しますと、原状回復工事が完了するまで借料が必要となることから、コスト面の比較も考える必要があります。</p> <p>退去工事等についても、指定業者以外の工事許可を得られないというのが現実ですが、本委員会でもいただいたご意見を参考にさせていただき、契約締結前には賃貸人と交渉を行っていきます。</p>
<p>【審議案件3】 役務における競争入札で低入札価格調査の対象となったもの (競争入札) 大阪労働局における固定電話通信役務の供給 (契約の概要) 固定電話の通信供給にかかる一般競争入札</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>審議案件3番について、説明者より入札契約手続等説明をしてください。</p>	<p>大阪労働局、各監督署、各安定所及び附属施設の固定電話通信料の役務契約です。今までも割引制度を活用して通信料金の削減を行ってきましたが、さらなる削減を図るという目的から一般競争入札を実施しました。</p> <p>予定価格の積算については、直近1ヶ月あたりの通信料金を基に年間の通信料金を算出し予定価格としています。入札参加資格は、A等級となり直近2等級下位のB・C等級を加えて入札を実施しましたが、結果的には1者のみの応募となりました。</p> <p>なお、参考までに本年4月から6月までの実績を対前年比で見ますと、約31%の削減ができました。</p>
<p>電話料金などは、決まったものだと誰もが思っています。大阪労働局で入札を実施してみようと思われた経過を教えてください。</p>	<p>大阪労働局においては、求人検索機の通信回線を活用し、内線電話としての機能を備えたシステムを構築していましたが、全国統一のシス</p>

	<p>テム導入により、これまでの通信回線を撤去する必要があり、今後、通信料金が増えることが懸念されたため検討を行いました。固定電話の通信実績を分析したところ、市内通話が全体の約76%を占めており、市内通話や市外通話についての割引率が事業者によって違うこと等から、通信料金の削減を図ることが可能であると考えられたため、入札を実施しました。</p>
<p>インターネットのメールなどが普及してきており、固定電話の利用というのは傾向的に落ちてきてはいないのですか。</p>	<p>固定電話は、職業紹介の問い合わせや発信などに必要であり、利用者が増加している状況であるため、利用率は上がっています。</p>
<p>【審議案件4】競争入札（物品）で落札率が低いもの （競争入札） 自動対外式除細動器（AED）の購入 （契約の概要） 自動対外式除細動器（AED）の購入</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>審議案件4番につきまして、説明者より入札契約手続等説明をしてください。</p>	<p>自動対外式除細動器（AED）については、申し上げるまでもなく厚生労働省で普及啓発に取り組んでいます。大阪労働局、各監督署、各安定所には不特定多数の方がお越しになられることから、全ての施設にAEDの設置を検討し、入札を実施しました。</p> <p>入札参加資格は、C等級となりB等級とD等級を加えて公示し、結果4者が参加して入札を実施しました。予定価格は、他の労働局での落札率等も参考に算出しておりますが、設置台数が多かったこともあり、結果として低い落札率となりました。</p>
<p>救急車を呼んだ時に、AEDの設置の有無によって、生存率が大きく違う場合があると聞いています。社会的に必要な機器であることは間違いありません。</p>	<p>ご承知のようにハローワーク等は1日に数千人のお客様がお越しになられるという状況であり、なおかつ厚生労働省として普及啓発しているため、積極的に設置しました。</p>
<p>設置後の管理は、どのようにされていますか。</p>	<p>日々、機器を確認し管理しています。</p> <p>使用方法については、消防署の講習を数回に分けて実施する予定です。</p>

<p>【審議案件5】物品・役務における随意契約で新規案件のもの (随意契約) 大阪労働局における求人検索システム等撤去作業 (契約の概要) 大阪労働局における求人検索システム等撤去作業</p>	
意見・質問	回答
<p>審議案件5番につきまして、説明者より契約手続等説明をしてください。</p>	<p>審議案件2番の時に、少し触れさせていただきましたが、昨年の12月に求人検索システム機を撤去し、新しく全国統一のシステムを設置するため、既存の求人検索システムを3回に分けて撤去しました。システムは、ネットワークで全所と繋がっており、業務に支障が生じないように作業する必要があるため、当該システムの保守を受託してきた業者と契約せざるを得ないと判断しました。</p> <p>予定価格は、過去の撤去作業において類似した契約を行っていましたので、それらの単価も参考に算出しました。</p>
<p>システムの撤去やデータの消去到これだけの費用がかかるのでしょうか。</p>	<p>撤去作業は、業務終了後の金曜日の夜間に機器を撤去し、新システムを土曜、日曜日に設置し操作確認を行い、月曜日には支障なく業務ができるようにする必要がありました。作業は、毎回業務終了後から夜中まで行われ、単純に撤去を行うだけでなく、時間的な制約や運搬及び保管等も含めた費用です。</p>
<p>データを全て消去したということは、業者からどのように証明・明示されるのでしょうか。当然、データを削除した後に、機器を破壊するとは思いますが、消去したという内容の報告書等は提出させるのですか。大阪労働局ではありませんが、かつてそれをしないで廃棄を行い、個人情報が出たというようなことがあったように思います。</p>	<p>廃棄を行った際に、業者からの報告書等で、間違いなく消去したことを確認しています。</p>

<p>【審議案件6】物品・役務における随意契約で新規案件のもの (随意契約) 阿倍野公共職業安定所土地及び建物購入 (契約の概要) 阿倍野公共職業安定所土地及び建物購入</p>	
意見・質問	回 答
<p>審議案件6番につきまして、説明者より契約手続等説明をしてください。</p>	<p>庁舎の新営を行う場合、国の基準では、庁舎を建築する経費と、民間ビルに入居した場合の経費について50年間でコスト比較を行い、安価な方を選択します。阿倍野公共職業安定所の場合は、庁舎を建築する方が経費が安価であったため、現地で建替することとなりました。</p> <p>大阪府の敷地に、国と大阪府の合築庁舎があり、それらを国有財産とする必要があることから、大阪府の所有部分を購入しました。</p> <p>予定価格は、不動産鑑定士による鑑定書等に基づき算出しています。当然使用しなくなる現建物の撤去費用が必要となりますので、これら撤去費用も考慮した上で予定価格を算出しました。同様に大阪府は、当該土地等の売却価格については、大阪府財産評価審査会において検討した結果の価格が提示されます。大阪府の提示価格が、予定価格の範囲内であったために契約を締結しました。</p>
<p>案件1にありましたように、行政機関も出来るだけ民間ビルへ入居するという方針であると思いましたが、この案件を見たときに、よく予算化できたものだと思います。</p> <p>当該土地を更地にして、庁舎を新築するのですね。本件、審議案件の中に建築予算は含まれてはいないですね。</p>	<p>建築費等は、厚生労働省で支出しますが、近畿地方整備局に支出委任し、工事等を実施する形になります。国有財産の単独庁舎の建替や合同庁舎の建替については非常に厳しい状況です。単独庁舎を建築することが良いのかという議論も当然あり、近隣の官庁との合築というようなことも検討しましたが、対象となる官庁もなく、当該敷地における阿倍野公共職業安定所庁舎の必要面積も非効率ではないという判断もあり単独の建替が許可されました。</p>
<p>庁舎の新営をする場合、今現在ある庁舎を売却して、売却費が現地の取得費用プラス建替費用を賄えるくらいであれば許可されるというような話を聞いたことがあります。</p>	<p>現在の不動産市場の状況の中では、現庁舎及び土地を売却し、管轄内における別地の土地を取得の上庁舎を建築することは、ほぼ不可能と思われます。</p>
<p>今回抽出しました6件を審議いたしました。 すべて適正であると判断いたします。</p>	

